

今回のテーマは、年金型生命保険金の二重課税についてです。平成 2 2 年 7 月 6 日の最高裁で、年金型生命保険への相続税と所得税の二重課税は違法であり所得税を還付すべきとの判決が下されました。これにより、類似の保険契約により年金を受取った方も所得税が還付される可能性があります。還付の具体的な手続きは、分かり次第随時お知らせしていきます。

ご不明な点や疑問点につきましては、何なりと各担当者にご確認下さい。

年金型生命保険金の二重課税

遺族が受け取る年金型生命保険金について、将来受け取る年金につき、相続時に相続税が課税されていました。その上、さらに遺族が毎年年金の受取時に所得税を課税されるのは違法であるとして、所得税の還付を命ずる判決がありました。

そのため、類似の保険契約により年金を受取っていた人も、所得税・住民税が還付される可能性があります。

1. 還付対象の保険契約

判決で二重課税とされた保険契約は、死亡保険金を年金として複数年、分割で受取る保険契約です。その他、生命保険会社等が取扱う 図 1 の保険契約 についても税金が還付されます。

対象の保険契約は 生命保険会社・旧簡易保険・損害保険会社・JA 共済・全労済等(生命保険会社等) が扱っています。

図 1 : 還付される保険契約

保険	内容	還付されるのは
死亡保障	収入保障 生活保障 所得保障	死亡保険金を毎年年金として分割して受取る場合
こども保険	学資保険 など	育英年金付きの学資保険で、契約者が死亡し、遺族が年金を受取る場合
個人年金	個人年金 など	保険契約者が年金受給中に死亡したため、遺族が代わりに受取る場合等

財務省 平成 22 年 10 月 1 日広報

2. 還付可能性のあるケース

次の 全てに該当 するケースでは、所得税が還付される可能性があります。

- ① 相続のほか、贈与によって年金を受取るようになった。
- ② 故人や贈与者が保険料を支払った。(自分で掛け金を払ったケースは含まれません。)
- ③ 生命保険会社等から年金を受け取っている、または、受け取ったことがある。
- ④ 受け取った年金につき、雑所得として確定申告したことがある、又は確定申告していなかったが受け取り時に源泉徴収されたことがある。

3. 還付されないケース

年金型生命保険を契約している場合で、次の いずれかに該当 するケースは、二重課税にならず、還付されません。

- ① 年金型生命保険などの契約をして保険料を払っているが、まだ生命保険会社から年金を受取っていない。
- ② 受け取っている年金について所得税が源泉徴収されておらず、かつ、確定申告していない。

4. よくある誤解

「生命保険会社等から受取る年金の全額につき、所得税が非課税になる？」と誤解する方がいらっしゃいます。

しかし、年金は①年金を受取る権利と②年金を運用した利益の2つで構成されています。二重課税として所得税を課されなくなったのは①のみです。②の部分については所得税が従来通り課税されます。

5. 還付される税金

所得税と住民税が還付されます。

① 所得税

二重課税された所得税のうち、過去10年分（平成12年～平成21年分）が還付されることとなります。

しかし、法整備の問題もあり、実際に税金が戻ってくるのは平成23年に入ってからとなりそうです。

② 住民税

所得税の還付に合わせて、住民税も還付されるものと考えられます。住民税の還付については、総務省と市区町村で対応を決めるようです。

6. 還付の手続き

納税者が還付請求します。

① 過去5年分（H17～H21）

過去5年分の所得税の還付は、今年10月下旬以降、納税者が請求することとなります。

なお、年金につき確定申告していた場合は更正の請求、していなかった場合は還付申告となり、手続きや期限が異なります。ただ、どちらの

場合でも平成22年12月下旬までに手続きしたほうが無難です。

② 過去5年超10年以内（H12～H16）

過去5年超10年以内の所得税の還付手続きは平成22年中に発表されるようです。

図2：還付の手続き

申告年	税目	手続き	請求先
過去5年	所得税	更正の請求等	税務署
	住民税	更正の請求等	市区町村
過去5年超 10年以内	所得税	未定	
	住民税		

7. 生命保険会社等の対応

生命保険会社等は今年10月下旬以降、二重課税された可能性のある契約者に個別に手続き方法を通知します。

しかし、還付の可能性があるケースでも、①年金が少額等の理由で生命保険会社等が源泉徴収しなかったケース②生命保険会社等が現住所を把握していないケースは通知されません。通知のないケースは、各自で生命保険会社等に照会することとなります。

そのため、生命保険会社等から還付手続の通知がないケースでも還付の可能性はありますのでご注意ください。

8. 心当たりのある方

お心当たりのある方、還付税額の計算方法・還付手続きの方法・還付手続きの期限などの詳細をお知りになりたい方は、ご遠慮なく担当者にご相談の上、内容をご確認下さい。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”